

Nitto グループ
CSR 調達ガイドライン
Rev.5. 7

2024 年 2 月
日東電工株式会社

目次

内容

1. はじめに.....	3
2. 経営理念.....	3
3. 調達基本方針.....	4
4. 調達行動指針.....	5
5. サプライヤ行動規範.....	5
1)労働・人権.....	5
2)安全衛生.....	7
3)環境.....	9
4)公正取引・倫理.....	11
5)品質・安全性.....	12
6)情報セキュリティ.....	13
7)社会貢献.....	15
8)CSR のサプライチェーンへの浸透.....	15
6. パートナーホットライン.....	15
7.APPENDIX.....	16

1. はじめに

近年、ビジネスのグローバル化に伴い、企業を取り巻く環境は多様化してきています。また、有名企業での不祥事や不誠実な企業活動への社会の批判も増えてきており、ステークホルダーの CSR(企業の社会的責任: Corporate Social Responsibility)への関心は高まってきています。

Nitto グループでは、事業遂行における基本的価値観および目的意識を「**経営理念**」として確立しております。現在の「経営理念」は 2014 年 1 月に制定しました。

また、2006 年に世界中の Nitto グループで働く従業員がその価値観を共有し、事業活動において法令・倫理に則って行動できるよう「**ビジネス行動ガイドライン**」を策定し、現在は 16 言語で発行して役職員一人ひとりに配布し徹底しています。そして、2022 年 9 月に現在のガイドラインに改訂しました。

さらに、2019 年 2 月に「**人権基本方針**」をグローバルに通用する内容へと改定しております。

一方、調達関連では、調達活動従事者が、調達活動を行う上での基本的な考え方である「**調達基本方針**」や、法令・倫理等の観点から守るべき「**調達行動指針**」を定めてきました。

さらに 2016 年、「**Nitto グループ CSR 調達ガイドライン**」を定めました。しかしながら、このガイドラインは簡易版と言えるものであり、サプライチェーン全体で協働して取り組むべき内容とまではなっていませんでした。

そこで、この度「**Nitto グループ CSR 調達ガイドライン**」の改訂を行い、Nitto グループと仕入先様が価値観を共有し、サプライチェーン全体で協働して取り組むための指針として策定し直しました。

仕入先様におかれましては、このガイドラインの主旨をご理解いただき、貴社の仕入先様への展開も含め、サプライチェーン全体で CSR 活動を推進いただけますようご協力をお願いします。

Nitto グループはサステナブル(持続可能)な社会の実現に向けて、「**責任ある企業行動のための OECD デュー・デリジェンス・ガイダンス**」に則った CSR 調達活動を実施しております。

今後も仕入先様と共に取り組んでゆく所存ですので、何卒ご理解・ご協力をお願いいたします。

2. 経営理念

Nitto グループの使命(Mission)、その実現に向けた考え方を示すビジョン(Vision)、さらには実践すべき価値観で形づくられた The Nitto Way。これらを体系化したものが、Nitto グループの**経営理念**です。



Mission : 新しい発想でお客様の価値創造に貢献します

Nitto グループは、お客様のお役に立つ製品・システム・アイデアを、徹底して追求する姿勢を常に忘れずにいたいと考えています。直接かかわるお客様はもちろんのこと、その先にあるすべてのステークホルダーの方々に、安全と繁栄、快適さ、そして豊かさをお届けすることが、私たちの使命(Mission)です。

Vision : Creating Wonders

「Mission : 新しい発想でお客様の価値創造に貢献します」を実現するため、全世界の Nitto グループ従業員が持つべき考え方が、「Creating Wonders」です。一人一人が驚きと感動を生み出すことに果敢に挑戦する、すなわち、Creating Wonders を日々実践し、様々な分野で世界を変える原動力を生み出し続けていく、これが私たちのビジョン(Vision)です。

The Nitto Way : ベースとなる考え方

「The Nitto Way」は Nitto グループが目指す未来の姿を実現するために、Nitto グループの従業員が大切にすべきもの・判断基準を示した価値観を明文化したものです。

Nitto グループの全従業員が「The Nitto Way」を理解し、安心・安全に生き生きと働くことで、「Mission : 新しい発想でお客様の価値創造に貢献します。」及び「Vision : Creating Wonders」の実現を目指します。

3. 調達基本方針

Nitto グループはお客様や仕入先様やお客様をはじめとするステークホルダーの皆様から信頼され、選ばれる企業であるため、調達活動においても企業の社会的責任を果たします。

1) 取引

- ・世界中のすべての仕入先様に対して広く門戸を開き、公平な提案環境をご提供いたします。
- ・取引における仕入先様の選定は、安全対策の徹底と環境への配慮がなされていること、品質が確保されていることを前提とした上で、価格・納期・安定供給・技術等を考慮して公平、公正かつ総合的に判断いたします。
- ・仕入先様との取引は対等かつ公正に行います。
- ・信頼と協力のもとに、共存共栄しあえる真のパートナーシップの実現を目指します。

2) 遵法・倫理

- ・労働者の人権を尊重し、かつ労働環境の安全に配慮された環境において生産・流通している資材を積極的に調達します。
- ・強制労働や児童労働、様々な差別をはじめとする人権侵害は認めません。
- ・紛争鉱物を含まない資材の調達を推進します。
- ・調達活動においては関係各国の法令や社会的規範を遵守します。
- ・調達活動に従事する者は「[調達行動指針](#)」と「[Nitto ビジネス行動ガイドライン](#)」に基づいて行動します。

3) 地球環境保全（グリーン調達）

- ・限りある資源やエネルギーを有効活用し、また自然環境への影響を最小限にとどめるため、省資源・省エネルギーに配慮した環境負荷の少ない資材の調達を推進します。
- ・有害な化学物質の利用の禁止・削減や排出の抑制を進めるため、資材に含まれる化学物質の把握に努

めます。

4) 情報管理

- ・調達活動を通して得られた情報については適切に管理し、機密の保持を行います。

4. 調達行動指針

Nitto グループは、調達活動に従事する各自の行動が企業倫理や社会常識から乖離しないよう心がけるとともに、公正かつ廉潔な調達を推進する為、次の行動指針に基づき活動いたします。

1. 調達活動に係わる者は、調達に関わる全ての法令を遵守します。法令に反する事実を知り得た場合は、直ちに上司に報告のうえ適正な処置を実施いたします。
 2. 調達活動に関わる者は、仕入先様からの中元・歳暮・手土産などの贈答品は受け取りません。同様に、慶弔・見舞い等の儀礼についても辞退いたします。
 3. 調達活動に関わる者は、仕入先様より未公開株を取得したり、インサイダー情報を得ての株式取得は行いません。
 4. 調達活動に関わる者は、個人使用を目的としたお取引先製品の特別な割引斡旋を受けません。
 5. 調達活動に関わる者は、仕入先様を訪問した際の交通費・宿泊費・食事代などをご負担いただくことはありません。
 6. 調達活動に関わる者は、仕入先様に対して個人的な利益供与を要求するなど、一切の利害関係を持つことはありません。
 7. 調達活動に関わる者は、仕入先様からの不適切な接待を受けません。また、仕入先様にこのような接待をすることはありません。
- ・※“調達活動に関わる者”とは、Nitto グループの調達、資材、購買、品質保証、生産技術、開発その他、お取引に関わる全ての担当者を指します。

5. サプライヤ行動規範

本規範は、Nitto グループの「ビジネス行動ガイドライン」、調達基本方針、調達行動指針を基本として、仕入先様に具体的に実践・遵守いただきたい行動・活動の基準についてまとめたものです。

1) 労働・人権

1-1) 強制労働の禁止

- ・すべての従業員を、本人の自由意志をもって雇用しなければいけません。

解説

「強制労働」とは、自分の意志によるものでなく他のものに強要されることにより行う労働のことであり、例えば以下のようなものを指します。

- ・本人の意思に反して就労させる強制労働。
- ・離職の自由が制限されている労働。

- ・人身売買の結果としての奴隷労働。
- ・身分証明書・パスポート・労働許可証等の雇用者への預託を義務付けること。
- ・会社施設の出入りや職場内の移動の自由が不合理に制限されること。

この様な強制労働は深刻な人権侵害となります。

また、従業員を雇用する際は、雇用条件を記載した雇用契約書を締結してください。雇用契約書は被雇用者が理解できる言語で作成してください。

1-2) 児童労働の禁止

- ・各国・地域における最低就業年齢に満たない児童を雇用してはいけません。

解説

「児童労働」とは、各国・地域（または国際労働機関(ILO)）で定めた最低就業年齢に満たない児童が従事する労働のことです。例えば日本では、労働基準法で義務教育終了まで（15歳に達した日以後、最初の3月31日を過ぎるまで）は、就業を禁止されています。また、基本的に18歳未満の危険有害業務への就業や深夜勤務は禁止されています。

就業年齢に関し、法令の定めがない国では、ILOの規定に準拠ください。

1-3) 労働時間

- ・超過勤務時間を含めた1週間あたりの労働時間は、各国・地域の法令で定められた限度を超えてはいけません。
- ・年間所定労働時間(日数)が、各国・地域の法令で定められた限度を超えてはいけません。
- ・従業員には1週間あたり最低1日の休日を与えなければいけません。
- ・各国・地域の法令に定められた年次有給休暇の権利を与えなければいけません。

解説

著しい長時間労働は労働者の精神的・肉体的健康を害し、うつ病等の精神疾患や過労死・自殺などにつながる可能性があるため、「労働時間」を適切に管理しなければいけません。労働時間の上限が各国・地域の法令で定められていない場合は、ILOの規定に準拠してください。

1-4) 適正な賃金

- ・従業員には、少なくとも各国・地域の法令で定められた最低賃金を支払わなければいけません。
- ・超過勤務の手当では、各国・地域の法令に準拠して、正規の時給を割増した金額を支給しなければいけません。

解説

「最低賃金」とは、各国・地域の賃金関連法令で定められた最低の賃金を言います。賃金支払い時には、従業員に、その業務に対する正しい報酬額であることが確認できるように明示された給与明細を提供してください。給与明細書は被雇用者が理解できる言語で作成してください。

1-5) 非人道的扱いや差別の禁止

- ・虐待や各種ハラスメント行為を禁止するとともに、これらの事象に対応した懲戒方針・手続きを明確に定義し、従業員に開示しなければいけません。
- ・求人・雇用における差別がないようにし、職場における処遇の公平性確保に努めなければいけません。

解説

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的虐待、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント等の各種ハラスメント、体罰・精神的もしくは肉体的な抑圧、言葉による虐待等の非人道的な扱いがないようにしてください。また、万一これらの事象が発生した場合の懲戒方針や、その手続き等を事前に定め、従業員に開示するようにしてください。

「差別」とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用、昇進、報酬、研修受講などの機会や処遇に差を設けることを言います。例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的指向、障がいの有無、宗教、政治的見解、妊娠、結婚歴、組合加入の有無、遺伝情報などに基づき、昇進や賃金に差をつけるようなことを言います。また、宗教上の慣習を行う必要がある労働者については、適切な便宜を図るようにしてください。

1-6)従業員の団結権

- ・労働環境・待遇の改善を実現する手段としての従業員の団結権を尊重しなければいけません。

解説

「従業員の団結権の尊重」とは、各国・地域の法令に基づき、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく団体交渉等を行うために労働組合に加入する自由、団体交渉を行う自由等に配慮することです。

2)安全衛生

2-1)職場の安全・衛生

- ・使用する機械装置類に適切な安全対策を講じなければいけません。
- ・職場において使用される危険化学物質、各種エネルギー源、高所からの落下等のリスクを評価し、適切な技術・管理手段により作業者の安全を確保しなければいけません。
- ・人体に有害な、化学的・物理的な暴露を防ぐため、管理基準の制定、作業員への教育、身体を保護するために必要な個人保護具の提供などの適切な対応をとらなければいけません。
- ・労働する上での適切な環境（照明・温度管理・換気等）を提供しなければいけません。

解説

「職場の安全・衛生」とは、作業員の安全・健康を守るために必要なものであると同時に、その結果として製品・サービスの品質を安定化させ、また勤労意欲が向上することで作業効率の向上にもつながります。

作業で使用する機械装置類への安全装置の採用、人体に有害となる、化学物質、粉塵、悪臭、騒音等の好ましくない環境への改善を行っていくこと、また、そのような環境で作業に従事頂く作業員への保護用品の提供や、管理基準の制定・運用、作業員への教育などが必要です。

2-2)緊急時の対応

- ・従業員の生命・身体の安全を守るため、起こりうる災害・事故等を評価・特定し、緊急時の対応策を、訓練・教育を行うことにより職場内に周知徹底しなければいけません。
- ・各国・地域の法令に基づいた緊急避難路(非常口等)を確保しなければいけません。

解説

「緊急時の対応策」とは、災害や事故等による緊急事態が発生した際に行う報告、従業員への連絡・通知、避難設備の設置、避難方法の明確化、医薬品や緊急時の食料等の備蓄、火災報知器・消火器等の設置、緊急通信手段の確保、復旧計画の整備などがあげられます。

「訓練・教育」の手段としては、従業員への避難訓練をはじめとした緊急対応教育の実施、避難経路や緊急対応手順書の掲示等があります。

2-3)労働災害・労働疾病

- ・労働災害・労働疾病が発生した場合、状況の把握を行い、必要な是正措置を行わなければいけません。
- ・重量物の取り扱い、長時間の立ち作業など、身体に負担のかかる作業を特定し、従業員の災害・疾病につながらないように、定期的な休憩時間の提供、作業補助具の提供、複数作業員での分担等、適切に管理しなければいけません。

解説

従業員が安心して働ける環境を作るために、労働災害や労働疾病の削減・予防が必要です。そのためには、労働災害や労働疾病が発生した際の従業員からの通報の奨励、事例の分類・記録・調査、必要な治療の提供、原因の特定とその排除のための是正措置の実行、対象者の職場復帰の支援、労災保険への加入等を行うための制度や施策の構築が必要です。また、各国・地域の法令の定めに応じて行政への必要な手続を行うことも必要です。

2-4)施設の安全・衛生

- ・従業員の生活のために提供される施設（寮、食堂、休憩室、トイレ等）の安全衛生を適切に確保しなければいけません。

解説

「安全衛生の確保」とは、例えば、清潔・衛生が保たれていることに加え、安全な飲料水、火災対策、建物の耐震、設備の転倒防止、換気、温度・湿度管理、緊急避難路(非常口等)、個人所持品の安全な保管等があります。

2-5)従業員の健康管理

- ・すべての従業員に対し、少なくとも法令に定める健康診断等を行い、疾病の予防・早期発見を行えるよう健康管理を行わなければいけません。

解説

少なくとも、各国・地域の法令で定める水準での健康診断等を実施し、従業員の疾病の予防・早期発見を図ることで、例えば過重労働による肉体的・精神的な疾病を予防し、作業効率の向上や作業工程

の安定化などが期待できます。また、女性労働者の就業については、妊娠中および出産後の健康・安全の確保を図るように努めてください。

2-6)安全衛生に関する法令に基づく許認可等

- ・各国・地域の法令に従い、必要な許認可や免許の取得、検査の実施、行政当局への報告を実施しなければいけません。

3)環境

3-1)製品等に含有される化学物質の管理

- ・製品や副資材等に、各国・地域の法令等で含有を禁止された化学物質が含まれないようにしなければいけません。
- ・各国・地域の法令等で表示義務が定められた化学物質が製品等に含まれる場合は、明示しなければいけません。

解説

各国・地域の法令等で指定された含有禁止物質や含有表示義務のある物質等について法令の定めを遵守してください。また、そのために必要に応じて、含有の有無・含有量等を確認するための試験評価も検討してください。

3-2)有害物質の管理

- ・人体や環境に有害な化学物質等を特定し、各国・地域の法令に基づいて適切な使用、取り扱い、保管等を行わなければいけません。
- ・有害物質の輸送・廃棄を行う場合は、政府認可等を受けた適切な処理業者に委託しなければいけません。

解説

製造工程で使用する化学物質、製品や廃棄物等に含まれる化学物質のうち、人体や環境に悪影響を与える有害な化学物質は、その存在を特定するとともに、悪影響を与えないように管理する必要があります。

3-3)廃棄物の管理

- ・廃棄物は、各国・地域の法令で定められた方法で廃棄やリサイクル等を行わなければいけません。

解説

廃棄物に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、自主基準を設けて3R(リデュース, リユース, リサイクル)を実施することで環境負荷を減少し、サステナブルな事業環境の構築を目指してください。

3-4)大気汚染の防止

- ・大気汚染物質の分析と監視に努め、各国・地域の法令に基づいて必要な管理や処理を行ったうえで排出しなければいけません。
- ・大気汚染物質の処理システムに関して、日常的に異常等が発生していないかのモニタリングを実施しな

ればいけません。

解説

「大気汚染物質」とは、揮発性有機化合物、エアロゾル、腐食性物質、粒子状物質、オゾン層破壊物質、燃焼により発生する副産物等を含みます。

3-5)水質汚濁の防止

- ・排水の分析と監視に努め、各国・地域の法令に基づいて必要な管理や処理を行ったうえで排出しなければいけません。
- ・排水処理システムに関して、日常的に異常等が発生していないかのモニタリングを実施しなければいけません。

3-6)資源投入量の削減

- ・原材料・水等の使用について、自主基準を定め、設備改善やリサイクルの促進等の継続的な取り組みにより、資源投入量の削減に努めなければいけません。

3-7)エネルギー消費および温室効果ガス排出の削減

- ・エネルギー消費および温室効果ガス排出に関する削減目標を策定し、継続的にその消費および排出削減に努めなければいけません。

解説

化石燃料や熱、電気などのエネルギー使用は合理化を図り、継続的な省エネルギーの推進に努めてください。

「温室効果ガス」には様々なものがありますが、特に京都議定書で定められた、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF₆、および NF₃ の7種類の物質については、自主的な削減目標を設け、継続的な削減に努めてください。

3-8)環境マネジメントシステムの構築

- ・ISO14001 等の代表的な環境マネジメントシステムを構築し、その運用を行うことで継続的な改善に努めてください。

解説

「環境マネジメントシステム」とは、環境方針を作成・その施策を実施・見直し・対応する PDCA サイクルを回すことで継続的改善を実施するような環境活動を推進する全般的な管理の仕組みです。組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源等を含みます。マネジメントシステムを導入することで継続的な環境活動の改善を実現することが望めます。

3-9)環境関連法令に基づく許認可

- ・各国・地域の法令に従い、必要な許認可の取得や行政当局への報告を実施しなければいけません。

解説

法令に基づく許認可や報告とは、例えば、法令で定められた有資格管理者の設置、特定施設の届け出、管理者による行政への報告などがあります。

4)公正取引・倫理

4-1)公正な企業活動

- ・誠実な倫理規定やビジネス行動基準を作成・公開し、取引において実践しなければいけません。
- ・優越的な立場を濫用して仕入先様等に不利益を与えるような行為を行ってはいけません。
- ・公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行ってはいけません。
- ・取引先とは健全で対等な関係を構築し、公正さを疑われるような、特定の取引先との癒着や金銭・贈答品の授受、過剰な接待を行ってはいけません。
- ・政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄・違法な政治献金などを行ってはいけません。
- ・贈収賄、賄賂、恐喝、横領など不適切な利益の供与・受領を禁止する方針を明示し実践しなければいけません。
- ・犯罪組織・テロ組織などの反社会的勢力の利用・利益の供与などを行ってはいけません。

解説

全てのビジネス上の取引において、誠実で倫理的な取引に徹してください。仕入先様に対して、購入者や委託者という立場を利用して、一方的に取引条件を決定・変更するような優越的な立場を利用した不公正な取引は行わないでください。仕入先様とは、常に公正な契約をベースとした取引を行ってください。

競合先とは、常に公正で自由な競争関係を保ち、カルテル・談合のような不法行為は行わず、また他社の営業秘密の違法な入手や他社製品に関し顧客に誤解を与えるような行為は不正競争行為となりますので決して行ってはいけません。

公務員やそれに準ずる者(以下公務員等という)に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の見返りを得る目的で金銭の供与・接待・贈り物やその他便益を供与すること、さらに公務員等に社会的儀礼を超えた接待・贈答を行うことは贈賄とみなされます。

4-2)正確な情報の提供・開示

- ・すべての取引は、透明性をもって実施し、各国・地域の法令に基づき、製品・サービス等に関する正確な情報を適切に開示するよう努めてください。
- ・ステークホルダーに対し、製品・サービス・ビジネス活動・財務状況・業績・リスク情報等を適時適切に提供・開示するよう努めてください。

解説

製品・サービスに関する仕様・品質・取り扱い方法や、製品に使用している部材や含有物質等について、消費者や顧客に対して正確な情報を提供してください。

法令での開示義務等に関わらず、事業活動の内容・財務状況・業績・リスク情報等を積極的にステークホルダーに情報提供・開示するようにしてください。

4-3) 知的財産の尊重

- ・他者の知的財産権を侵害してはいけません。

解説

「知的財産」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等を言います。製品・サービスの開発・生産・販売・提供などを行う際には、第三者の知的財産の侵害がないことを事前に十分に調査するようにしてください。

4-4) 適切な輸出管理

- ・法令等で規制されている技術・物品の輸出に関し、管理体制を整備して必要な輸出手続きを行ったうえで輸出を行わなければいけません。

解説

「法令等で規制されている技術・物品」とは、国際合意等(ワッセナー・アレンジメント等)に基づく各国・地域の法令等で輸出に規制のある部品・製品・技術・設備・ソフトウェア等のことです。

4-5) 責任ある鉱物調達

- ・武装勢力の資金源となるような紛争鉱物を製品の原材料として使用してはいけません。

解説

「紛争鉱物」とは、コンゴ民主共和国及びその周辺諸国での鉱物資源である錫、タンタル、タングステン、金(3TG と呼ばれます)に代表される、紛争地域で採掘される鉱物です。その中には武装集団等の資金源となり深刻な人権侵害に加担することになりうるものが含まれる場合があります。これらの鉱物より精錬された金属の利用に当たっては、その原産地と流通過程を確認することで、武装勢力の資金源となるような紛争鉱物を利用していないことを確認してください。

4-6) 不正行為を発見・予防する制度構築

- ・不正な行為を予防するために、従業員への教育・啓蒙活動を行わなければいけません。
- ・内部/外部相談窓口を設け、取引先や従業員等からの問題・相談を受け付けるとともに、相談者の秘密保持や不利な取り扱いを受けないための制度を構築し、文書化し公開しなければいけません。

解説

公正な企業活動を行うために、従業員の教育を行うとともに、不正行為の早期発見対応のために、外部・内部からの相談窓口を設けるとともに、相談者の秘密を守り、適切な保護がされるような仕組みを構築し公開してください。また、不正行為の通報については迅速に対応し、その対応結果について適切な関係者にフィードバックしてください。

5) 品質・安全性

5-1) 製品の安全性と品質の確保

- ・製品の安全性や品質に関し、製品の設計時点より十分な安全性と品質を確保し、使用される各国・地

域での法規制や規格を満たすだけでなく、製造者責任を考慮して生産・販売しなければいけません。
・弊社との取引で影響が懸念される品質事故が発生した際は速やかにご報告ください。

解説

製品安全性の確保のために、材料・部品・プロセス履歴などのトレーサビリティを確保して、万一問題が発生した際に、迅速に問題が波及する対象などを特定できる体制を構築してください。

5-2) 品質マネジメントシステムの構築

・製品の安全性と品質を確保しさらに改善するために ISO9000 などの代表的な品質マネジメントシステムを構築し、適切な運用を行うことで継続的な改善に努めてください。

解説

「品質マネジメントシステム」とは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みであり、組織体制、計画的活動、責任分担、手順、プロセス、経営資源等を含みます。品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に沿った施策を実施し、達成・見直し・維持等を行うことで PDCA サイクルを回し継続的改善活動を行うことです。

6) 情報セキュリティ

個人情報、プライバシー、営業秘密等の機密情報などの情報セキュリティ管理は、欠かすことができません。コンピュータ・ネットワークに対する脅威への対応策はもちろん、印刷物等の非電子データについても適切な管理が必要です。

6-1) 機密情報の保護

- ・営業秘密、顧客機密/自社機密等の機密情報は適切に管理・保護しなければいけません。
- ・コンピュータ・ネットワークの脅威に対する防護策を講じ、自社・他社へ被害を与えないよう、管理を徹底しなければいけません。

解説

「機密情報の適切な管理・保護」とは、個別の機密情報毎に、機密レベルや保管期間等を適切に設定し、保管方法、アクセス制限、アクセス記録等必要な機密情報管理を行うことで、機密情報が漏洩したり、不正に開示・利用されることがないように守ることで。

「コンピュータ・ネットワークの脅威」とは、例えばコンピュータウイルス、スパイウェア等に感染するなどして、コンピュータ上に保管されている情報が流出するような脅威を言います。対応策としては、例えばウイルス対策ソフトの導入やコンピュータの OS (Windows 等) やアプリケーションのセキュリティパッチ適用、機密レベルの高い情報を保管したパソコンの他のパソコンからの隔離などの技術的対策がありますが、攻撃者は日々新しい攻撃を行ってきており、継続的な改善活動が必須となります。

6-2) 個人情報の保護

- ・顧客、自社従業員、第三者等の個人情報を適切に保管・管理しなければいけません。保管が必要でなくなった情報は、適切な対応の下速やかに廃棄しなければいけません。

解説

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、その情報により個人を特定できるものを言います。（その情報だけでなく、他の容易に参照することのできる情報と照合することで個人を特定できる場合も含まれます）

個人情報は、例えば日本では個人情報保護法で、EU では EU 一般データ保護規則で厳密な管理が要求されています（例えば、個人情報の保存期間の設定等）。保管する必要がなくなった情報は、速やかに必要な対応（例えば、紙情報ならシュレッダーにかける等）の下速やかに廃棄してください。

6-3)教育体制

- ・情報セキュリティに関して、従業員に対し必要な教育を適切なタイミングとレベルで継続的に行わなければいけません。

解説

情報セキュリティマネジメントシステムで策定した教育計画に基づき、従業員に対し、1) その職位に必要なとなる教育、2) 日々新たな脅威が発生する状況に対応が必要な教育など、継続的に必要な教育を実施できる体制を構築してください。従業員教育の内容の一例として、情報セキュリティポリシーの周知徹底、情報セキュリティの脅威と対策（ソフトウェアの脆弱性、コンピュータウイルス、怪しいメールの取り扱い、メール誤送信、不適切な Web 閲覧・ソフトウェア取り扱い等）などがあげられます。また、従業員教育の一環として、標的型攻撃メール訓練等の実施も推奨します。

6-4)事故発生時の対応

- ・情報セキュリティに関する事故が発生した場合の対応体制、対応手順等を定め、事故発生時には速やかな対応が実施できるよう努めてください。
- ・弊社との取引に影響が懸念される事故が発生した場合は速やかにご報告ください。

解説

コンピュータウイルスへの感染や情報漏洩等、情報セキュリティに関連した事故が発生した場合、速やかに関連する部署・会社が集まり、事故への対応策（事故内容の把握、影響範囲の確定、一次対応策、原因追及、根本対策等）が取れるように、事前に対応体制や対応手順を定め、万一の事故発生時に速やかに対応できるようにしてください。

6-5)情報セキュリティマネジメントシステムの構築

- ・個人情報や機密情報の保護を行い、さらに継続的にその改善を行うために ISO27000 などのフレームワークに準じたマネジメントシステムを構築するよう努めてください。

解説

情報管理、教育、技術的対策等を PDCA サイクルを回すことで継続的な改善を図ることができる体制を構築してください。

7)社会貢献

7-1)社会・地域への貢献

- ・社会の一員として、企業活動を通じて国際社会・地域社会の発展、地球環境の課題へ取り組むよう努めてください。

解説

「国際社会・地域社会への貢献活動」とは、企業の経営資源を活用したコミュニティへの支援活動を言います。例えば、

- ・企業本来の業務・技術などを活用した社会貢献
- ・施設・人材などを活用した非金銭的な社会貢献
- ・金銭寄付による社会貢献

などがあります。NPO/NGO、地域社会とのコミュニケーションやパートナーシップ、各種情報発信、寄付活動、従業員ボランティアなど、実施可能な活動範囲を定め、積極的な社会貢献活動に取り組んで下さい。

8)CSRのサプライチェーンへの浸透

8-1)企業の社会的責任の連鎖

- ・貴社の仕入先様等サプライチェーン全体に渡り、本サプライヤ行動規範が遵守されるよう努めてください。

解説

企業の社会的責任を果たして、お客様に信頼いただける製品を提供するためには、弊社の一次サプライヤである貴社だけでなく、貴社のサプライヤ(弊社から見て二次サプライヤ)、さらにはその先のサプライヤ(弊社から見て三次サプライヤ)というようにサプライチェーン全体でのご協力が不可欠となってきています。サプライチェーン全体でのCSRの徹底を図ることができるようご協力をお願いいたします。

6. パートナーホットライン

Nittoでは、「Nitto グループビジネス行動ガイドライン」を制定し、グループを挙げてコンプライアンス（法規・倫理遵守）を図っています。また、本ガイドラインにも記載の通り調達基本方針を定め、調達活動における社会的責任を果たせるよう進めております。

資材調達に関するご相談や弊社のコンプライアンスに関してお気づきの点がございましたら、パートナーホットラインへのご通報をお願いいたします。通報先は調達部門ではなくCSR・コンプライアンス担当部署に設定しており、通報により不利な取り扱いをしない体制をとっております。

詳細は下記ホームページをご参照願います。

https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/partner_hotline/

7.APPENDIX

Nitto グループホームページのリンク先

- ・Nitto ホームページ

<https://www.nitto.com/jp/ja/>

- ・経営理念

https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/concepts/vision1/

- ・ビジネス行動ガイドライン

https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/sustainability/governance/guideline/

- ・人権基本方針

https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/sustainability/social/human/

- ・調達基本方針

https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/policy/

- ・調達行動指針

https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/guideline/

- ・グリーン調達基準

https://www.nitto.com/jp/ja/others/about_us/procurement/green/file/standards.pdf

- ・パートナーホットライン

https://www.nitto.com/jp/ja/about_us/procurement/partner_hotline/